平成２５年（フ）第１７２７号
大阪市西成区花園南１丁目１番４号　マンション和楽701号
債務者　梅見　正路
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７号
栃木県栃木市大平町富田382番地２　田村アパート東北棟
債務者　及川　照雄
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第３７号
栃木県小山市大字羽川348番地１
債務者　田口　　透
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第４３６１号
東京都町田市相原町3190　都営武蔵岡６―614
債務者　長谷川　充
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４０９号
東京都府中市晴見町３丁目１―２―106
債務者　横溝　　眞
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第３４号
秋田県由利本荘市岩城内道川字新鶴潟１番地７
破産者　有限会社堀井興業
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第４５号
秋田県由利本荘市中田代字後口開27番地４
破産者　髙野由利子
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第１１９５号
名古屋市昭和区吹上町１丁目23番地の４　五幸マンション３Ｂ号
破産者　小森　直幸
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７７号
福岡県直方市大字植木171番地
破産者　有限会社谷口組
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第７０５号
宮城県多賀城市新田字西２番地の３、商業登記簿上の本店所在地宮城県多賀城市新田字西２番地の７　サンパティークＢ201号
破産者　株式会社ワールドグリーン
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８２号
栃木県大田原市前田51番地
破産者　金子　雄一
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第８３号
栃木県大田原市前田51番地
破産者　金子　貞子
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第８４号
栃木県大田原市前田51番地
破産者　有限会社金子材木店
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第２５２号
群馬県邑楽郡板倉町大字岩田862番地
破産者　栗原建設株式会社
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１６８号
群馬県太田市大原町1211番地５
破産者　有限会社マツオ
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第６９３号
川崎市幸区南幸町３丁目97番地
破産者　ホリカワオイコス株式会社
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
富山県射水市橋下条324番地１
破産者　有限会社オートマックス
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第２４８号
長野市箱清水２丁目38番23号
破産者　株式会社岡澤仁建築設計事務所
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８５９号
名古屋市南区豊２丁目14番48号
破産者　竹代工業株式会社
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部